

- ・「結婚というのは肉体関係の排他的独占契約が内包されている金融商品」。結婚すると、「結婚債券の価値 = 離婚成立までの婚姻費用の総額 + 離婚時の財産分与額 + 慰謝料」という無言の契約が結ばれている。
- ・実際に、多くの女性が悪びれることなくしていること——結婚と離婚を繰り返して金持ちになる——結婚後頃合いを見計らって家を出ていき、しっかりと稼いでいる伴侶から婚姻費用をもらい続け、婚姻費用をもう払いたくない、と言われれば、まとまった金をもらって離婚する。

彼に何が起こったのか？ 結論から書くと、彼はこれから長い裁判を戦い続けることになり、最終的に離婚を勝ち取るのだが、それまでに2年間もの月日と膨大なエネルギー、そして大変な金額を費やすことになった。いったんは離婚を認めた妻だったが、その後にはやっぱり離婚しないと言い出したのだ。そして、驚くことだが、彼は、この出て行った妻——どこに住んでいるかもわからない——に家庭裁判所から毎月37万円もの支払い命令を受けていた。これは彼の当時の年収の3000万円から家庭裁判所が計算したものだ。2年間、毎月37万円を支払い続けることになった。最終的に、彼は奥さんに3000万円もの解決金を支払うことにより、離婚裁判の最中に和解で離婚した。彼にはひとつも落ち度がないにもかかわらず、**浮気をした妻に離婚してもらうために、37万円×24カ月＝888万円、そして、和解の解決金3000万円で、合計3888万円も支払ったのだ。**弁護士費用を含めれば、これは彼が別居をはじめたときのほぼ全財産に相当する金額になった。

ここまで読んだ読者は、そんな理不尽なことがあるのか？ 中国人の彼は、きっとその元ホステスと弁護士に上手いことやられたに違いない、と思ったことだろう。しかし、彼と同じ状況——夫の年収3000万円で貯金が4000万円、妻は専業主婦——に立たされ、日本で離婚裁判に巻き込まれれば、誰もが似たような金額を払うことになるのだ。

つまり、恐ろしいことに、離婚で支払われる金の大部分は、じつは所得で決まる婚姻費用と財産分与がほとんどなので、どちらが浮気したとか暴力をふるったとか、そういうことは関係ないのである。**まじめに働いていたほうが馬鹿をみる世界なのだ。**

そして、最重要なのがコンピこと婚姻費用だ。民法の規定で、夫婦は相手の生活を自分と同じレベルで維持し、夫婦の資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する義務があるとされている。これが婚姻費用の法的根拠であり、具体的には、夫婦間でより稼いでいる方が、そうでない方に毎月一定の金額を支払う義務があるのだ。弁護士業界では、**婚姻費用のことを略して「コンピ」と呼んでいる。**

結婚とは「所得連動型の債権」という金融商品である

さて、これまでに離婚によりどれだけの金が動くのかは、慰謝料、財産分与、婚姻費用の3つの要素から計算できることが理解できただろう。こうした結婚の金銭の授受の権利義務関係を見ると、結婚というのは、同じく将来の金銭の授受の権利義務関係を契約する、ある種の金融商品の取引であると考えられる。

・・・

最初の中国人の青年の話に戻ろう。彼の奥さんにしてみれば、形式的にでも結婚している限り、毎月37万円の婚姻費用を受け取ることができる。そして、離婚成立時に財産分与が受け取れる。

結婚債券の価値 = 離婚成立までの婚姻費用の総額 + 離婚時の財産分与額 + 慰謝料

そもそも、婚姻費用の支払い義務は、配偶者には自分と同程度の生活をさせなければいけないという考え方に基づいている。つまり、さまざまな経費の後に残る金は夫婦で二等分しなければいけないのだ。そして、婚姻費用の計算の元になるのが「基礎収入」と呼ばれるもので、夫婦が分けるパイのことだ。基礎収入は、次の式で表される。

基礎収入 = 税引き後の所得 - 職業費 - 特別経費

考え方はいたってシンプルで、基礎収入とは、額面の収入から税金や必要経費を引いて残る金である。職業費は、給与所得者として就労するために必要な出費のことをいう。スーツ代や交通費、仕事を円滑に進めるための接待交際費などがこれに当たる。これは給与所得者にのみ認められるもので、自営業者には認められていない。特別経費とは、家計費の中でも、自分の意思で変更することが難しく、生活スタイルを大きく変更させなければ、その額を変えることのできないものである。家賃や医療費などがこれに当たる。

判例タイムズ 1111号「簡易迅速な養育費等の算定を目指して―養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案―」に記されているコンビの算定表

基礎収入 = A × 総収入

つまり、サラリーマンだったら額面の給料、自営業者だったら所得に、係数Aをかけるだけである。これは日本の税率や、さまざまな統計資料を元に、この分野を研究している裁判官たちが鉛筆を舐め舐めして一律に決めたのだ。サラリーマンの場合は0・34～0・43、自営業の場合は0・47～0・52である。サラリーマンは収入の全てがガラス張り、税金をしっかりと取られるので、額面の給料に対して、基礎収入の割合が小さく

なる。一方で、自営業の場合は、さまざまな出費を会社経費として処理していると、サラリーマンである裁判官は偏見を持っているので、それが反映されて、係数Aは大きな値になっている。範囲があるのは、日本は累進課税なので、収入が大きくなればなるほど税率も大きくなるためである。サラリーマンで、**年収300万円なら係数は0・43**に近くなるし、**年収2000万円**で**0・34**と、基礎収入は額面給与の3割ちょっとになる。

実際には日本の離婚の約9割が、裁判所を経ない協議離婚である。

・・・

実際に、日本の離婚する家庭の9割程

度は、夫に大した所得もなく、それゆえに弁護士を雇い、法廷闘争を続ける経済合理性がなく、奥さんは子供を連れて出て行き、「何もいりませんから離婚してください」と、飲んだくれの亭主に、ほとんどボランティア精神で奥さんにつきあっている弁護士といっしょにお願いしに行き、離婚を成立させるわけである。しかし、夫が、医師や弁護士、大企業のサラリーマン、ある程度の規模の会社経営者など、まともな職業で、比較的高額な所得を得ている場合、離婚裁判は長期化する。それは、すでに説明したように、**奥さんは、婚姻費用を長期間にわたって搾り取り続けることにより、経済的な利益を得ることができるからだ。**

一方で、**妻は、とにかく夫の全財産を奪い取ってやるとか、夫の人生をめちゃくちゃにしてやるとか、感情むき出しで、論理的、合理的に会話をすることができない。**そういう人と長い間、話し続けるのは、大変に困難であり、精神的にも非常に疲れる。法律はこうなっているから、このまま裁判を続けても、合理的に考えれば、奥さんが勝ち取れる金額は最高でもこれぐらい、下手したらこれぐらいになっちゃいますよ。だったら、間を取ってこれぐらいで離婚して、お互いに別々の人生を生きていったほうが建設的じゃないですか、という話にはなかなかならない。なぜならば、妻の目的は、自分を裏切った夫を破滅させてやることなのだから。そして、調停委員のおじちゃんとおばちゃんも、こういう妻と同じ種類の人たちだ。つまり、ファクトやロジックで物事を考えない。だから、話し合いで解決できないと思ったら、とにかく調停を早く終わらせるに限るのだ。

裁判所で浮気といえば、肉体関係、つまりセック

スをしたかどうか全てであり、いわゆるプラトニックな恋愛というのは全く不貞行為に当たらない。浮気か本気かというのもぜんぜん関係ない。

人は誰と恋愛しようとする自由なのだが、**結婚というのは肉体関係の排他的独占契約が内包されている金融商品**なので、これに違反した場合は、違反した配偶者、または、結婚

していると知っていて肉体関係を持った相手に対して、不法に肉体関係を持たれてしま

通常、高額所得者が離

婚する場合、婚姻費用を支払う側が、将来の婚姻費用も前払いする形で、多額の金銭を支払うのが普通である。しかし、矢口真里さんは浮気報道の後に芸能活動を自粛しており、所得はほぼゼロになっている。こうなると婚姻費用もゼロになる。離婚係争が長引くのは、片方が婚姻費用という形で、長引かせた方が経済的に利する構造にあるのだが、こうして**所得をゼロにして、婚姻費用の源泉を断ち切る**ことによって、**離婚係争を終結させる戦略**も考えられる。

夫が成功してから捨てられる**糟糠の妻**は、見方によっては、結婚で最大の価値を得ることになるのだ。それは誰も見向きもしないベンチャー企業に投資し、その企業が見事に上場してから売り抜けるというのと同じである。

・・・

財産分与、婚姻費用の前払い、慰謝料、すべてが最高水準であり、まともな弁護士が付いていたとしたら、かなりの金が手に入ったはずなのだ。**ベンチャー・キャピタルなら、見事なエグジット**を果たしたことになる。

むしろ良い投資とは言えないのは、旦那の絶頂期に略奪愛を成功させる新しい奥さんのほうである。なぜならば、そこがピークならば、財産分与は期待できないし、財産を取り崩して生活するなら、婚姻費用も最小限になってしまう。

キャッシュフローの安定性を考えると、大企業の正社員、公務員、会計士、弁護士、医師などの安定した職業の男は、とてもお買い得だといえる。将来にわたって安定したキャッシュフローが見込めて、万が一に離婚騒動になったとしても、婚姻費用、養育費などの取りはぐれも起こらないだろう。

しかし、これまでに学んだ知識を使えば、実際に結婚してしまったほうがもっとたくさん女性から金が盗れる、ということがわかるはずだ。いったん婚姻届を出してしまえば、収入が多いほうが、少ないほうに婚姻費用を支払う義務が生じるからだ。そして、実際に結婚したほうが女性が喜ぶし、本当に結婚してしまえば詐欺罪にもならないのだから、いいことづくめではないか。あとは、頃合いを見計らって家を出ていき、しっかりと稼いでいる奥さんから婚姻費用だけをもらい続ければいいのだ。奥さんが、婚姻費用をもう払いたくない、と言え、まともな金をもらって離婚してあげればいい。

こうして**結婚と離婚を繰り返すだけで、詐欺師の男性はかなりの金持ちになれる**だろう。日本の結婚に関する法律では、これは合法的な行為であるし、**実際に、多くの女性**

が悪びれることなくしていることでもあるのだ。

婚姻届に判を押すのは借金の連帯保証人になるより怖い

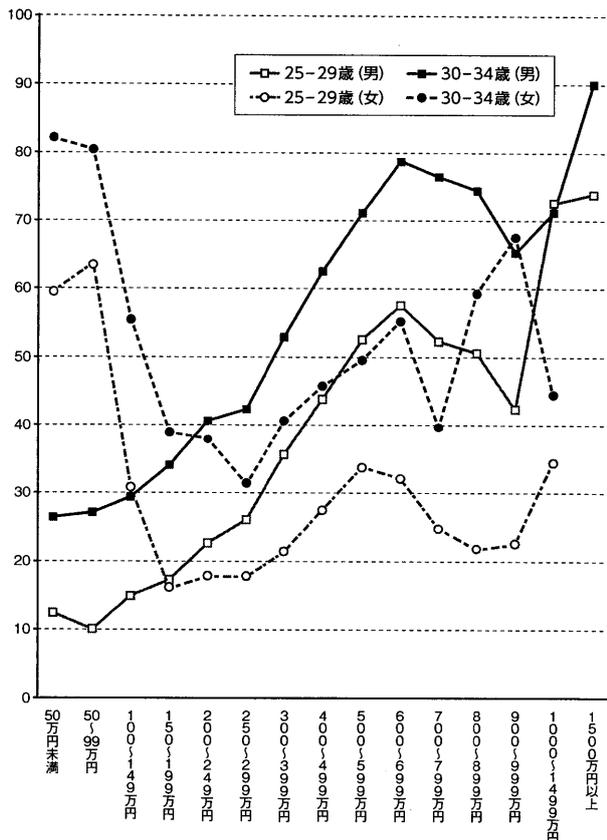
連帯保証人になっても、借金はかえせばおしまいだが、婚姻費用は妻が離婚してくれるまで延々と払い続けなければならない。

結婚制度のおかしなところを挙げれば切りがないのだが、根本的におかしなところは「内助の功」という理屈だろう。これが財産分与などの全ての法的根拠である。つまり、結婚しているというだけで、専業主婦にも夫の稼ぎの半分の権利があるというのだ。

金持ちの男性はすぐに売

れていき、そうした金持ちの男性と結婚できなかった女性は、未婚を選んでいるのだ。

図 5-2 男女の年収別婚姻率 [%]



出所：「若者就業支援の現状と課題」労働政策研究・研修機構、平成17年6月22日

筆者は長年にわたり、金融機関で多くの複雑な金融商品の開発に取り組んできた。そうした金融工学の観点から言うと、現在の日本の少子化問題は、結婚という金融商品の欠陥が大きく関係していると思われる。金融商品の開発というのは、様々な投資家にち

ようどいいリスクとリターンのバランスを考える、ということである。たとえば、ある投資家はハイリスク・ハイリターンの株式投資を選好しているが、別の投資家は国債のようなリスクが低い投資をしたい。そして、その中間がちょうどいい場合もあるし、この期間はリスクが取れないけど、それより後ならリスクを取れるというような場合もある。そこで、金融工学を使って、様々な金融商品を組み合わせて、顧客に合ったリスク対リターンのプロファイルをデザインするのである。

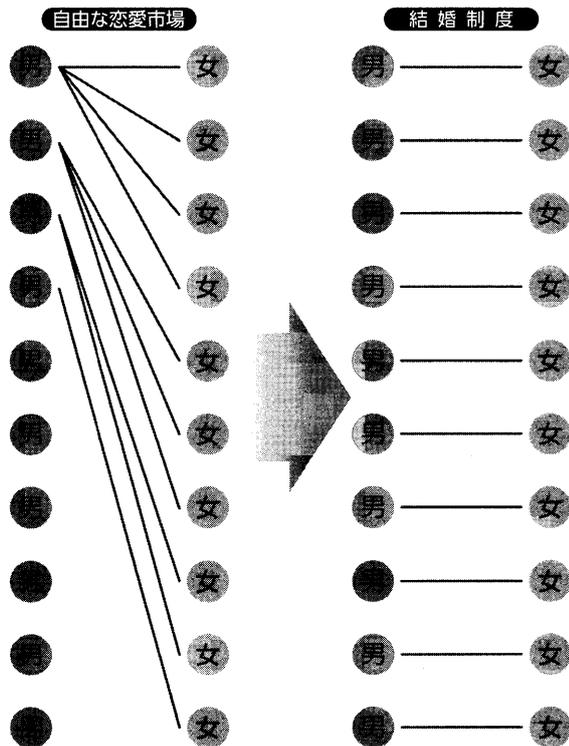
現代の日本の結婚制度というのは、金持ちの男性と結婚できたほんの一握りの女性だけが限りある利益を独り占めする構造になっている。いったん結婚したら、その既得権益は法律で守られるからだ。そして、そうした男性と結婚できなかった女性は、未婚を貫き、生涯子供を産まない、という選択に追い込まれる。これこそが少子化問題の本質だと筆者は考えている。つまり金融商品に例えるならば、女性には、金持ち男性と結婚して子供を作る、という非常にめぐまれた選択と、誰とも結婚せずに生涯子供を産まない、という選択のふたつしかなく、その中間の選択肢がほとんどないのが現状なのである。

20代男性の素人童貞とまったくセックスをしたことがないピュア童貞の割合は、筆者の知る限りでは信頼できる調査結果はないが、筆者の実感に基づく当て推量では7割程度だと思われる。つまり、自由な恋愛市場では3割程度の男性しかセックスできていないように思われる。一方で、女性の8割近くは、当然だが自由な恋愛をしているのだ。ここで考えられることは、一部の男性に多くの女性が集まっており、おそらく半数以上の男性には全くセックスさせてくれる女性がない、ということなのだ。

現代社会でも、自由な恋愛市場は緩やかな一夫多妻制なのである。

要するに結婚制度とは、男性の下から6~7割程度のための法制度なのである。民主主義というのはひとり1票である。自由な恋愛市場（緩やかな一夫多妻制）では苦戦する男性が多数なので、民主主義を採用している先進国、つまり全ての先進国では一夫一妻制を強制する結婚制度が支持されるのもなんら不思議ではない。

図 6-1 結婚制度の仕組み



結婚制度はなるべくたくさんの男性に女性を分配するためだという、この仮説が正しいとしたら、一夫一妻制、そしてそれを強制しようとする先進国の結婚制度は、女性を守るため、というよりはむしろ、多数派の男性（民主主義では一番政治力がある）の救済策であることがわかる。つまり、女性の多数派にとってはじつは不利益な制度なのだ。としたら、女性の社会進出が進み、政治の場で女性の力が増すほど結婚制度は形骸化し、婚外子が増えるはずである。

プレゼンティング（発情したメスがオスに交尾を誘いかける行為）

The dogs bark, but the caravan goes on.

（犬が吠えても、キャラバンは進む）

筆者が好きなアラブのことわざである。さまざまな批判があっても、世の中の大きな流れは変わらない。周りの雑音には惑わされず、自分が人生でやるべきことをやらなければいけない、という意味である。これからさまざまな軋轢があっても、日本でも事実婚などの多様な家族の形が増えていくだろう。世間体など気にせず、自分たちがいいと思うことをやればいいのだ。

もう、本当に本書を書き終え、ほとんど直しができない段階になって、筆者の知人の女性が、離婚裁判に巻き込まれているということを知った。彼女は若いころに結婚し子供を作ったが、そのあとに離婚し子供を引き取って育てているシングルマザーであった。彼女は、実家の両親と協力して子育てしながら、離婚後も仕事をがんばり、経済的にはとても成功していた。そんなキャリアウーマンである彼女は、やさしいひとりの男性に出会い、恋に落ちた。彼は定職には就いておらず、収入は不安定だったが、とても誠実で心優しい男性だった。また、前の夫との子供もかわいがってくれた。彼女はその男と結婚することにしたのだ。

しかし、結婚してほどなくして、彼の誠実さや優しさは失われていった。詳細は書かないが、彼女は夫のことを愛することができなくなった。そこで、彼女は離婚する決心をしたのだが、その後の展開がまさに、本書に書いたとおりであった。彼女は**コンピ地獄**にハマられ、毎月、かなりの金額を別居して家にいない夫に送らないといけなくなった。そして、彼女の夫は、裁判で、彼女がこの期間に稼ぐことができたのは夫である自分が家事や子供の世話などをしたからだと主張し、また、実際にはほとんどかまっていなかった彼女の子供にも、自分という父親が必要だ、と強く主張している。そして、どうしても離婚したいなら、数千万円を払うように、暗に脅されている。

筆者は、彼女にまだ出版されていない本書の原稿を送ってあげた。

本書は女性にこそ読んで欲しい本なのである。

2017年1月